

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立太宰府特別支援学校
課程又は教育部門	知的障がい教育部門 肢体不自由教育部門

特 1 1

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの未然防止に努める。
- (2) いじめの可能性を認識した場合、放置することなく速やかな組織的対応につなげるため、教職員は、いじめが児童生徒の心身に及ぼすマイナス影響を踏まえて、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- (3) いじめが発生した場合、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先して、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 児童生徒が学校集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくり及び学校風土づくりを行う。
- (3) 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめのきっかけをつくったりすることのないよう、細心の注意を払える指導体制を構築する。
- (4) すべての教職員が「学校いじめ防止基本方針」の内容を中心に、いじめに対する意識を高め児童生徒等に対応する力を高めることを目的として、定期的に職員研修を行う。
- (5) いじめのない環境を目指すために、生徒の様相観察をしたり、人間関係等を把握したりし、些細な変化に気付くことができる体制をとる。また、生徒の情報共有等を職員間で行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

- ① いじめは大人がみていない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③ 教職員は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、積極的に児童生徒の情報の共有化を図る。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ① 児童生徒向けには、無記名の「いじめアンケート」調査を月1回程度実施する。
- ② 保護者向けには、懇談において「いじめに関する聞き取り」調査を年3回実施することに加え、「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」調査を年2回実施する。
- ③ ①、②の定期的な情報収集・集約に加え、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりを行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む。））

（1）基本的考え方

- ① いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の児童生徒指導委員会を活用して行う。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ③ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ④ 被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ⑤ 加害児童生徒には、社会性の向上、児童生徒の人格の成長等に主眼を置いた指導を行う。
- ⑥ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、必要に応じてスクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図り、いじめの対応に当たる。
- ⑦ インターネット（SNS 等も含む。）に関する問題を把握した場合は、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先し、保護者や関係機関等と連携し対応する。
- ⑧ 意思の表出ができない児童生徒については、保護者と連携し少しの変化も見逃さないようにし、適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合など、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しながら対応する。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず速やかに管理職へ通報し、児童生徒指導委員会として組織的に対応する。
- ④ 児童生徒指導委員会は、速やかに関係児童生徒から事情の聞き取り等を行い、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から電話で報告するとともに、いじめに関係した被害・加害児童生徒の保護者へ連絡する。
- ⑤ いじめが発覚した場合、いじめた児童生徒に対して必要な教育上の指導を行う。
- ⑥ ⑤の指導により十分な効果を上げることが困難であり、犯罪行為として取り扱われるべきと校長が認めた場合、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく筑紫野警察署と相談してその対応に当たる。
- ⑦ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに筑紫野警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童生徒に責任はなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ② 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行い、家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ③ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることができ、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ④ いじめられた児童生徒の信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制づくりを行う。
- ⑤ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑥ 必要に応じて、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得る。
- ⑦ いじめられた児童生徒に対して、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行う。
- ⑧ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、いじめられた児童生徒や保護者へ適切に伝える。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し必要に応じてスクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止に努める。
- ② 事実関係を聴取した後、迅速に関係保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言等を行う。
- ③ いじめた児童生徒の指導については、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達等に配慮する。
- ⑤ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ⑥ いじめた児童生徒には、心理的な孤立感・疎外感を必要以上に与えないよう一定の教育的配慮の下、特別指導(出席停止を含む)や警察との連携による措置も含め、強い信念をもって対応する。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

- ① いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもてるよう指導する。
- ② はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶する強い信念をもって指導する。
- ③ いじめの解決とは「被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者と周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し新たな活動に踏み出すこと。」を理解させ、二度といじめの問題が起こらないよう、全ての児童生徒が集団の一員として、互いを尊重し認め合う集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上に不適切な書き込み等を発見した場合は、直ちに管理職へ通報する。
- ② 不適切な書き込み等の通報を受けた管理職は、児童生徒指導委員会等の組織的対応において、プロバイダに対し速やかに削除を求める。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに筑紫野警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人が発見しにくいいため、学校における情報モラル教育推進のため、毎年、高等部1, 2年の生徒・保護者を対象に外部講師を招聘して、非行防止教室(インターネット・携帯電話等の使用等について)を実施する。

(7) いじめの解消

- ① 児童生徒指導委員会において、適宜当該学部から報告を受けながら、次のア、イの2つの要件が満たされているかどうかを判断する。満たされている場合でも必要に応じ、他の事情も勘案して慎重に判断する。
 - ア 「いじめに係る行為が止んでいる」状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒の学校生活の様子や被害児童生徒本人や保護者に対する面談の内容で判断する。
- ② 解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校は重大事態が発生した場合、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ発生報告を行い、学校いじめ防止対策組織を招集して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記載すること）

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ調査報告を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を提供する。また、調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含めることとする。

6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称組織の名称 児童生徒指導委員会 / 学校いじめ防止対策組織
- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能
- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
 - ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
 - ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、日々の連絡帳や定期的な学校通信、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

- (1) 「いじめの見過ごしやいじめの放置ゼロ」を目標とし、①～⑤の項目に取り組む。校内いじめ対策委員会において、年度末に各項目の評価を行い、必要に応じて実施方法や組織体制を見直す。
- ① 児童生徒用アンケート(月1回程度)
 - ② 家庭用チェックリスト(年2回)
 - ③ 教師用チェックリスト(年3回)
 - ④ 個人懇談もしくは家庭訪問時の聞き取り(年3回)
 - ⑤ 各担任による現認報告(随時)
- (2) 各項目の達成目標及び評価基準
- ① 児童生徒用アンケートの100%回収・確認
 - ② 家庭用チェックリストの90%以上回収・確認
 - ③ 教師用チェックリストの100%回収・確認
 - ④ いじめに関する情報の適宜報告
 - ⑤ 管理職の判断に応じた臨時の児童生徒指導委員会の即日開催